

## 開発行為の許可の流れ

① 開発行為届出書類一式の提出

開発行為に関して関係各課（総務課、未来まちづくり課、上下水道課、農林課、環境生活課、教育課、建設課）と消防署へ協議し、予め内諾を得ておいて下さい。  
（主に上下水道、雨水排水、伐採、ゴミ置場、通学路、埋蔵文化財など）  
※書類は**10部**を建設課にご提出ください。

② 開発指導委員会の開催

開催日が決定したら連絡しますので、出席して概要の説明をしてください。  
（届出者、設計事務所等）  
※太陽光発電施設設置の場合など、委員会を開かず関係課決裁とする場合もあります。

③ 開発指導委員会で出た意見、質問等への回答書の作成

④ 承認決定通知書の発行

⑤ 工事着手（工事の変更があれば書類の提出）

工事着手前、工事中、工事完成後の写真を取りまとめる。  
※行政側各課との調整などがあった場合は、記録簿も作成すること。

⑥ 工事中間検査、完了検査

完了検査申請書を写真、記録簿と併せて提出する。

※消防水利については消防署（松阪本部）へ、上下水道については上下水道課・多気町の検査官が検査を別途行うので、検査日程については各所と事前に協議すること。

⑦ 完了検査復命書、完了確認書の発行

⑧ 町道認定（帰属）は、議会承認後